

八 街 市 児 童 館
八 街 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー
八 街 市 南 部 老 人 憩 い の 家
指 定 管 理 者 年 度 協 定 書

八街市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、年
月 日に、八街市児童館、八街市老人福祉センター、八街市南部老人憩いの家（以
下「管理施設」という。）の管理及び運営に関して締結した基本協定書（以下「基本協定」
という。）に基づき、年度協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この年度協定は、管理施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」とい
う。）の各年度の業務内容及び当該年度に係る指定管理料等を定めることを目的とする。

（年度の業務内容）

第 2 条 年度の業務内容は、基本協定第 1 0 条及び第 1 1 条に定めるとおりである
ことを確認する。

（指定管理料）

第 3 条 甲は、年度の指定管理料として、円（うち取引に係る消費
税及び地方消費税の額を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、前項に定める指定管理料を指定管理業務以外への支出することはできない。

3 乙は、第 1 項の指定管理料を他会計へ繰り出す場合は、用途を明記するなど、指定管
理業務に伴う支出であることを明確にしなければならない。

（指定管理料の支払い）

第 4 条 指定管理料は、月毎に業務履行確認後、乙からの適正な請求に基づき、次のとお
り支払うものとする。

月 別	支払額	内訳		
		児童館	老人福祉センター	南部老人憩いの家
年 4 月分	円	円	円	円
年 5 月分	円	円	円	円
年 6 月分	円	円	円	円
年 7 月分	円	円	円	円
年 8 月分	円	円	円	円
年 9 月分	円	円	円	円
年 1 0 月分	円	円	円	円
年 1 1 月分	円	円	円	円
年 1 2 月分	円	円	円	円
年 1 月分	円	円	円	円
年 2 月分	円	円	円	円
年 3 月分	円	円	円	円
年度計	円	円	円	円

- 2 甲は、前項の指定管理料の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、指定管理料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 八街市八街ほ35番地29
八 街 市
八街市長 北村新司

乙